

【外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に係る米国納税義務に関する詳細説明】

米国に納税義務がある米国人等（米国居住者・米国市民権保有者）に該当する場合、米国への納税義務が生じ、IRS（米内国歳入庁）へ報告が必要となります。

米国居住者に該当するかどうかは、原則として「A.実質的滞在テスト」（下記）に基づいて判定します。

ただし、この判定には例外（下記B参照）がありますので、ご注意ください。

A.実質的滞在テスト

「A.実質的滞在テスト」
実際に米国に滞在する日数に関して次の2条件を満たすこととなった場合、その年の最初の滞在日から米国居住者として取扱われます。
・当該暦年中の滞在日数が累計で31日以上であること
・ (a) 当該暦年中の滞在日数 + (b) 前暦年中の滞在日数の1/3 + (c) 前々暦年中の滞在日数の1/6 \geq 183日 であること

B.例外

次に掲げる i~v（例示）には、「A.実質的滞在テスト」の滞在日数から除外されます。

ビザ（査証）種類	備考
i. Aビザ（外交官）	非居住者（年数制限なし）
ii. Fビザ（学生）	（学生の場合）
iii. Jビザ（交流訪問者）	入国から5年間は非居住者、5年経過後には「実質的滞在テスト」により判定
iv. Mビザ（専門学校学生）	（教授または研究者）
v. Qビザ（交換訪問者）	入国から2年間は非居住者、2年経過後には「実質的滞在テスト」により判定

【個人情報の第三者提供について】

本書における本人の同意に基づき、当社は「お客さまの個人情報の取扱いについて」に記載の利用目的の範囲内において、お客様の個人情報の第三者提供を以下の内容で行います。

- ①第三者に提供する目的
F A T C Aに基づく対応実施のため
- ②提供する個人情報の項目
氏名、住所、T I N、口座番号、取引内容（口座残高、移動金額等）
- ③提供の手段又は方法
電磁的記録の送信
- ④当該情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性
I R S（アメリカ合衆国内国歳入庁）
国税庁